

# 扶養控除申告書の記入について



**訂正印不要**  
修正する場合は二重線で結構です

※注意※ 個人番号(マイナンバー)の記入は不要

30年分	30年12月31日時点の状況を記入
31年分	31年1月1日時点の状況を記入

- ①  氏名欄に捺印(シャチハタ可)  
 【世帯主の氏名】空白の場合は記入  
 【住所】住民票のある住所か確認

- ②  源泉控除対象配偶者の所得の見積額を記入  
 【住所】空白の場合は記入

配偶者は所得が85万円(給与収入150万円)以下であれば記入できます  
 また、所得0円～123万円の配偶者がいる場合、  
**別紙「配偶者控除等申告書」**をご提出ください

- ③  扶養親族(16歳以上)の所得の見積額を記入

※扶養親族の年齢が  
 19歳以上23歳未満(平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれ)  
 →「特定扶養親族」に✓  
 ※扶養親族の年齢が70歳以上(昭和24年1月1日以前生まれ)  
 →同居は「同居老親等」に✓  
 →別居は「その他」に✓  
 ※16歳未満の扶養親族は⑥に表記があります

- 【住所】空白の場合は記入

- ④  障害者: 該当する場合は✓、該当区分に○印  
 ※申告内容に変更があった場合は障害者手帳のコピー要提出

寡婦: 該当する場合は✓  
 [1] 次のいずれかで該当する人で、扶養親族or生計を一にする、子のある人  
 (イ) 夫と死別したあと、婚姻していない人  
 (ロ) 夫と離婚したあと、婚姻していない人  
 (ハ) 夫の生死の明らかでない人  
 [2] 上記以外の次のいずれかに該当する人で、年間合計所得が500万円以下の人  
 (イ) 夫と死別したあと、婚姻していない人  
 (ロ) 夫の生死の明らかでない人

特別の寡婦: 該当する場合は✓  
 寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、年間合計所得が500万円以下の人

寡夫: 該当する人は✓  
 次のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、年間合計所得500万円以下の人  
 (イ) 妻と死別したあと、婚姻していない人  
 (ロ) 妻と離婚したあと、婚姻していない人  
 (ハ) 妻の生死の明らかでない人

勤労学生: 本人が該当する場合は✓  
 高等学校、大学、高等専門学校などに通い、年間合計所得が65万円(給与収入のみの場合130万円)以下の人  
 給与所得等以外の所得金額が10万円以下であること。

※該当する場合は「学校名」「年間所得の見積額」記入 + 学生証のコピー提出  
 ※扶養家族の学生証は添付不要です

配偶者は、  
**所得が85万円(給与収入150万円)**  
 以下であれば、記入できます。

※所得0万円～123万円の配偶者が  
 いる場合、別紙「配偶者控除等申  
 告書」を必ず提出してください。

## 所得の見積額記入 (注) 所得0円の場合は、必ず「0円」と記入してください

平成30年、平成31年の所得見込み額をそれぞれの用紙に記入  
 ※収入と所得は違います  
 配偶者以外の親族は、所得が38万円以下であれば、扶養に入れることができます

【給与収入のみの場合】  
 収入額 - 65万円 = 所得

【年金収入のみの場合】  
 ・65歳未満: 収入額 - 70万円 = 所得  
 ・65歳以上: 収入額 - 120万円 = 所得

非居住者…国外に住民票がある方  
 該当する場合は「○」印

平成30年中の所得の見積額	
非居住者である親族	生計を一にする事実
	円

平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

① 所轄税務署長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) あなたの氏名	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 年 月 日	捺印	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合は、○印を付けてください。)
	給与の支払者の法人(個人)番号 あなたの個人番号				
	給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所	(郵便番号)		配偶者の有無 有・無	
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれかに該当する場合は、この申告書の提出を受けた給与の支払者の記載してください。					
② 区分等	(フリガナ) 氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族(70歳以上) 特定扶養親族(19歳以上～23歳未満)	平成30年中の所得の見積額
③ 源泉控除対象配偶者(注1)					
④ 主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族(16歳以上)(平15.1.1以前生)	1			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	
	2			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	
	3			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族	
	4				
⑤ 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者				
⑥ 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名				
○住民税に関する事項					
⑥ 16歳未満の扶養親族(平15.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名				

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項に規定する「16歳未満の扶養親族」を指し、給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。



この申告書は、あなたに給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 申告書に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する  
 申告書についてのご注意)等をお読みください。